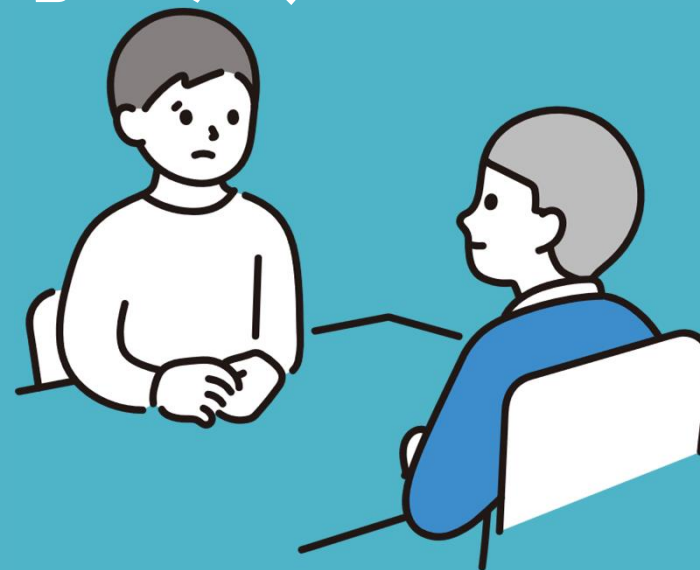
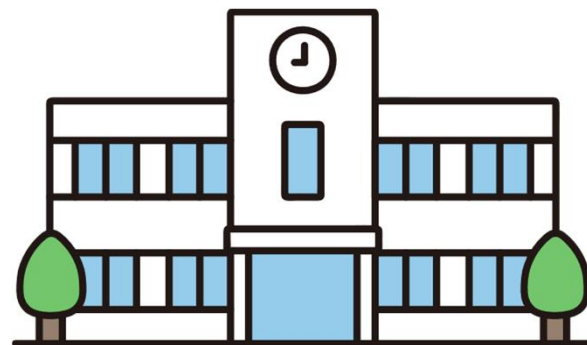


公益通報者保護制度 研修(全体向け)



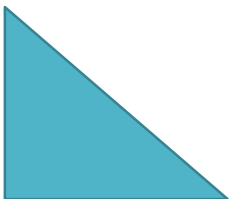
目次

1. 公益通報者保護制度の目的
2. 公益通報者保護制度で保護される公益通報
3. 公益通報者保護の内容
4. 本学の取り組み
5. まとめ



1

公益通報者保護制度の目的



公益通報者保護制度の関連法及び本学規則

公益通報者保護法（以下「法」という。）

第1条

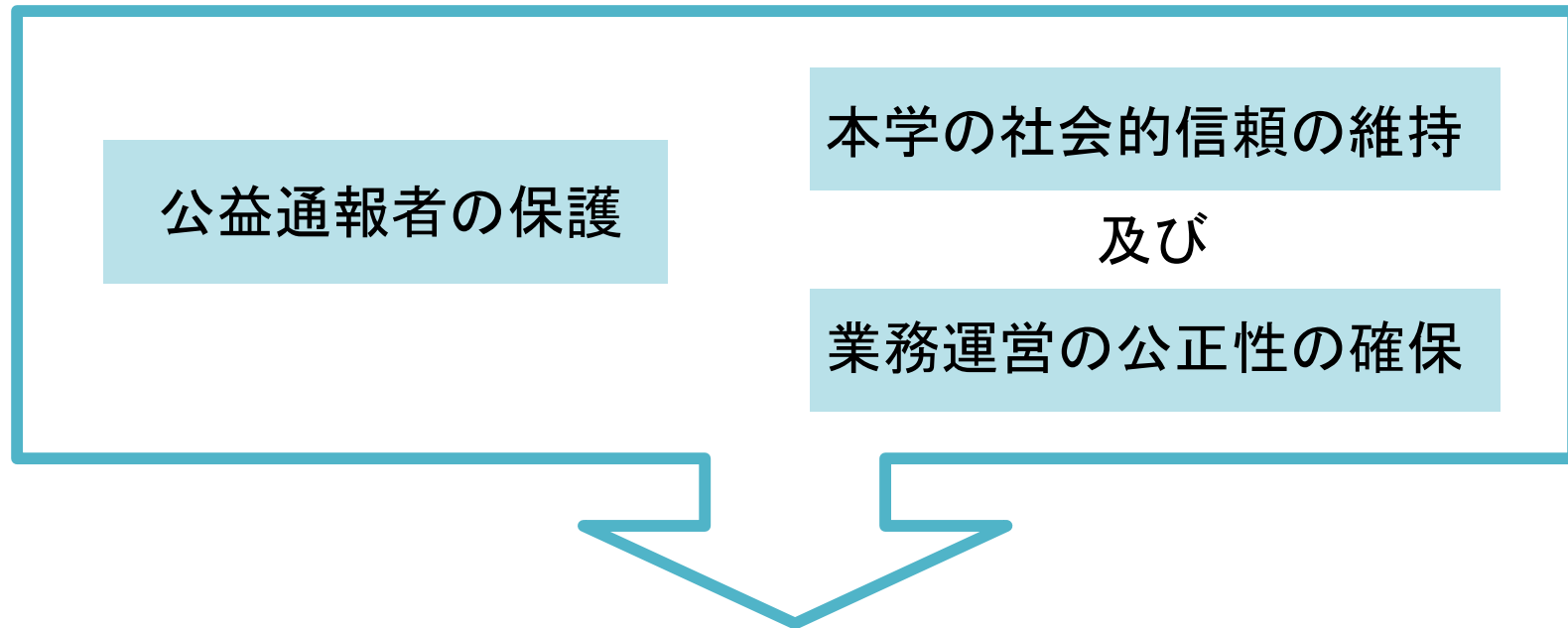
「公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定・社会経済の健全な発展に資することを目的とする。」

国立大学法人熊本大学における公益通報者の保護等に関する規則（以下「規則」という。）

第1条

「公益通報者を保護するとともに、本学の社会的信頼の維持及び業務運営の公正性を確保することを目的とする。」

公益通報者保護制度とは・・・

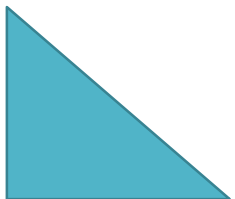


公益通報者を保護するとともに、健全で公正な組織の構築に
貢献する制度です。



2

公益通報者保護制度で保護される 公益通報



公益通報とは・・・

- (1) 役職員等が、
- (2) 本学又は本学の業務に従事する場合における役職員等について法令違反行為が生じ又はまさに生じようとしている旨を、
- (3) 不正の目的でなく、
- (4) 通報すること。



(1) 公益通報をすることができる者とは…？

通報することができる者＝「役職員等」(規則第2条第2号)

法では、「かつて役員であった者」は
含まれていません。
本学通報窓口を通報先とする場合の
独自のルールです。

- ◆役員(かつて役員であった者も含む。)
- ◆職員(かつて職員であった者も含む。)
- ◆派遣契約その他契約に基づき本学の業務に従事する者(公益通報の日前1年以内に本学の業務に従事していた者を含む。)



(2) 通報の対象となるのものは…？

法令違反行為
(法第2条第3項に規定する通報対象となる事実)

「国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律」として公益通報者保護法や政令で定められた法律(※)に違反する犯罪行為若しくは過料対象行為、又は最終的に刑罰若しくは過料につながる行為

(法第2条第3項)。

すべての法令違反行為が
通報対象になるわけではありません！



※消費者庁HP「公益通報者保護制度」に、
通報の対象となる法律一覧表が掲載されています。

消費者庁HP⇒



通報対象事実の具体例



①犯罪行為

- ・(窃盗) 病院に勤務する職員が、患者さんのキャッシュカードを窃盗した。
- ・(詐欺) 教員が、取引業者の代表取締役・営業担当者と共に、いわゆる預け金を作出する目的で、教員の所属する研究室が業者から研究用試薬等の物品を購入したかのように装い、架空の納品書・請求書により、大学に支払いを請求。その後、大学から当該業者の口座に〇〇万円を振込入金させた。
- ・(横領) 「〇〇同窓会」の担当職員が、現金納付された会費を同窓会の口座に入金せず、〇〇万円を横領した。
- ・(収賄) 職員が、特定の取引業者に物品調達で便宜を図った謝礼として、当該業者から現金〇〇万円その他、ノートPC等の物品を受け取った。

通報対象事実の具体例

- ・(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律) 職員が、「〇〇ポータルサイト運用・保守業務」の一般競争入札をめぐって、特定の業者が落札できるように不正(入札参加資格等を当該業者に有利になるように記載、入札公告前に仕様書案を漏らす等)を行った。
- ・(公益通報者保護法) 公益通報対応業務従事者が、知人との会話中に公益通報者の所属部署、氏名等を漏らした。

②過料対象行為

③刑罰・過料につながる行為

◆公益通報者保護制度相談ダイヤル◆

消費者庁に電話による相談窓口が設置されています。通報対象事実や通報先等に関する相談が可能です。詳細は、消費者庁HPよりご確認ください。

ただし、当該相談窓口は、個別の通報の受付窓口ではありませんのでご注意ください。

(3) 通報の目的は…？

通報の目的が、不正の目的でないこと

- ・虚偽の通報
 - ・他人を誹謗中傷する通報
 - ・その他不正を目的とする通報
- (規則第17条第1項)



公益通報に
該当しません！

公益通報者保護制度による保護を受けません！

※不正の目的による場合は、就業規則等に基づく懲戒処分等の対象となる場合があります。(規則第17条第2項)

(4) 通報の方法は…？

通報先は、

①本学の通報窓口（内部公益通報）

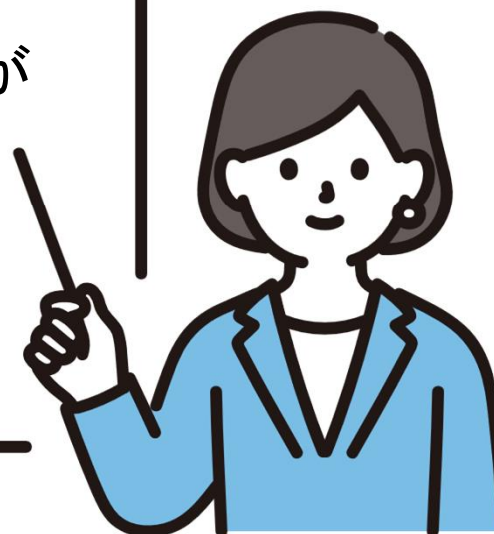
②行政機関

③報道機関等

のいずれかに限定されています。

通報先ごとに公益通報として
保護される要件（保護要件）が
異なります。

以下、①本学の通報窓口を
通報先とする場合について
説明します。



本学の通報窓口(規則第5条)

◆学内(総務部総務課長)

◆学外(竹中・本田法律事務所)



熊本大学HPに連絡先を掲載しています。

◆大学情報

> 情報公開

> 公益通報窓口について

熊本大学HP⇒



※職制上のレポーティングライン(いわゆる上司等)における報告等が内部公益通報に該当する可能性があります。その場合、上司等は公益通報対応業務従事者には該当しないため、公益通報者保護の内容に違いがあります。詳細は、23頁をご確認ください。

本学の通報窓口への通報(規則第7条)

- ・書面・電話・FAX・電子メール・口頭のいずれかの方法
- ・原則として、氏名及び連絡先を明らかにした上で通報



公益通報者保護制度では、通報者が保護されます！
安心して通報してください。
(詳細は、スライド18頁以下でご確認ください。)



※匿名による通報も可。

ただし、当該通報を信じるに足る相当の理由、証拠等がある場合に限り
受付(規則第7条第3項)。

※役員又は窓口担当者以外の職員が通報を受けたときは、通報窓口
に通報するよう助言ください(規則第8条第3項)。

2. 公益通報者保護制度で保護される公益通報

- 本学の通報窓口への通報の際は、
公益通報の対象者

(保護要件)
通報対象事実が、
生じている又は生じよう
としている場合

生じている又は生じようとしている通報対象事実の内容

通報対象事実を知った経緯 などを教えてください。

熊本大学HPに通報内容を整理するための
「公益通報フォーマット」を掲載しています。
通報の際にご利用ください。

◆大学情報

> 情報公開

> 公益通報窓口について

熊本大学HP⇒



公益通報フォーマット			
公益通報者の氏名	・(匿名)	記入日	令和 年 月 日
公益通報者の 所属等	職員(部署:)	職名:)	
	派遣労働者(派遣元:)	部署:)	
	契約労働者(契約元:)	部署:)	
	その他()		
通報 等 の 内 容	(1)公益通報の対象者: 部署:)		
	(2)公益通報対象事実は(生じている・生じようとしている・その他()))		
	・いつ		
	・どこで		
	・何を		
	・どのように		
・何のため			
(3)対象事実を知った経緯			

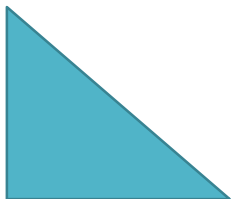
他の学内規則との関係

以下の事案については当該事案に係る規則の定めにより対応することとなります。(規則第3条)

【事案の種類】	【規則】
セクシュアル・ハラスメント等	熊本大学セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規則
ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント等を除く）	熊本大学ハラスメントの防止等に関する規則
職員の雇用、給与、服務、勤務時間等人事に関する苦情	国立大学法人熊本大学苦情相談及び苦情処理に関する規則
研究不正	国立大学法人熊本大学における研究不正の防止等に関する規則
医療安全管理の適正な実施に関するもの	熊本大学における医療安全管理の通報に関する規則

3

公益通報者保護の内容

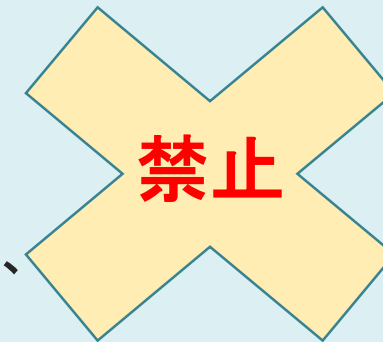


役職員等に対して禁止されている行為

①不利益な取扱いの防止(規則第15条第1項)

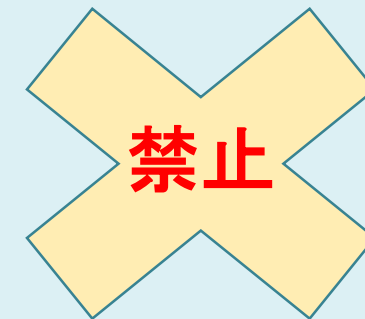
公益通報を行ったことを理由とする

- 解雇
- 解雇以外の不利益な取扱い
(降格、減給、退職金の不支給、役員の報酬減額、
損害賠償請求等)



②範囲外共有等の防止(規則第15条第2項)

- 公益通報者を特定させる事項の範囲外共有
- 公益通報者の探索

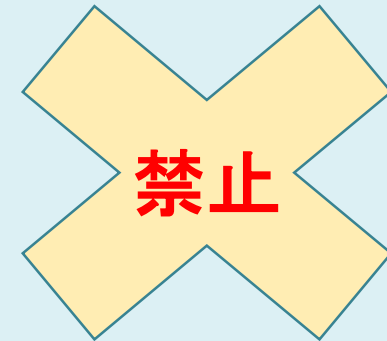


①・②に違反した場合、懲戒処分の対象となります。

公益通報対応業務従事者その他公益通報に携わる者(公益通報対応者)に対して
禁止されている行為

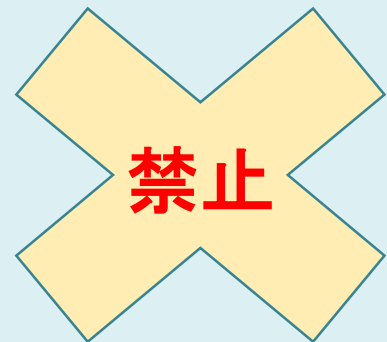
①秘密の漏えい防止(規則第16条第1項)

○公益通報者の氏名その他調査の過程で
知り得た秘密を他に漏らすこと



②名誉、プライバシー侵害の防止(規則第16条第2項)

○公益通報者、被通報者及び事実関係の
調査に協力した者等の名誉、プライバシーを
侵害すること



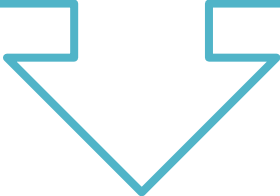
①・②に違反した場合、懲戒処分の対象となります。

公益通報対応業務従事者の指定

公益通報の受付、当該公益通報に係る通報対象時事実の調査をし、その是正に必要な措置をとる業務に従事する者を「公益通報対応業務従事者」として指定しています。（※次頁に一覧あり）

法第12条 公益通報対応業務従事者又は公益通報対応業務従事者であった者は、正当な理由がなく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であつて公益通報者を特定させるものを漏らしてはならない。

法第21条 第12条の規定に違反して同条に規定する事項を漏らした者は、30万円以下の罰金に処する。



刑事罰により担保された守秘義務により、公益通報者を保護しています！

※公益通報対応業務従事者の一覧

公益通報の事案の区分	公益通報対応業務従事者
公益通報規則にて対処する事案	学長 公益通報総括責任者 通報窓口の窓口担当者 調査委員会委員
熊本大学セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規則(平成16年4月1日制定)にて対処する事案	学長 セクシュアル・ハラスメント等防止委員会委員 相談員 総務部労務課の職員(服務に関する職務を担当する者に限る。)
熊本大学ハラスメントの防止等に関する規則(平成18年3月23日制定)にて対処する事案	学長 人権委員会委員 相談員 総務部労務課長 総務部労務課の職員(服務に関する職務を担当する者に限る。)
国立大学法人熊本大学苦情相談及び苦情処理に関する規則(平成16年4月1日制定)にて対処する事案	学長 苦情相談員 総務部労務課長 総務部労務課の職員(服務に関する職務を担当する者に限る。)
国立大学法人熊本大学における研究不正の防止等に関する規則(平成27年3月26日制定)にて対処する事案	最高管理責任者 統括管理責任者 通報窓口の窓口担当者 公益通報総括責任者 研究・社会連携部長 研究・社会連携部研究推進課長、研究・社会連携部研究推進課副課長 研究・社会連携部研究推進課の職員(研究不正に関する職務を担当する者に限る。)
熊本大学における医療安全管理の通報に関する規則(平成30年11月26日制定)にて対処する事案	学長 病院長 通報管理責任者 通報事務担当者 通報窓口の窓口担当者 公益通報総括責任者 調査委員会委員

職制上のレポーティングライン(いわゆる上司等)における報告等が
内部公益通報に該当する場合



この場合は、当該上司等は公益通報対応業務従事者ではないため、**刑事罰に担保された守秘義務を負うことはありません。**また、以下の規定の適用も受けません。

①秘密の漏えい防止(規則第16条第1項) →対象外

②名誉、プライバシー侵害の防止(規則第16条第2項) →対象外

しかし、本学の役職員等である以上、一般的な職務上の守秘義務(国立大学法人熊本大学職員就業規則等でも規定あり。)は当然負います。また、次の規定の適用も受けます。

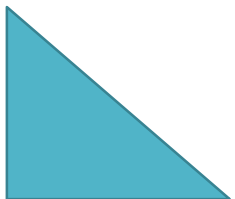
①不利益な取扱いの防止(規則第15条第1項) →対象

②範囲外共有等の防止(規則第15条第2項) →対象



4

本学の取り組み



公益通報の件数、対応状況等の周知(規則第19条第2項)

熊本大学HPに年度ごとの件数、対応状況等を掲載

◆大学情報＞情報公開
＞公益通報窓口

公益通報の運用実績について

公益通報の運用実績 (PDF 17KB)

【公益通報】

役職員等が、本学又は本学の業務に従事する場合における役職員等について法令違反行為(公益通報者保護法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。)が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、不正の目的ではなく、通報することをいいます。

【役職員等】

本学の役員及び職員(かつて役員又は職員であった者を含む。)並びに派遣契約その他契約に基づき本学の業務に従事する者(公益通報の日前1年以内に派遣契約その他契約に基づき本学の業務に従事した者を含む。)をいいます。

【参考】

- 公益通報者保護制度(消費者庁HP) [☑](#)



熊本大学HP⇒



5



まとめ



公益通報者保護制度は、公益通報者を保護するとともに、健全で公正な組織の構築に貢献する制度です。

公益通報を行ったことにより、不利益を受けることはありませんので、ご安心ください。

